

## 院外処方せんに係る事前同意プロトコル

保険薬局での患者待ち時間短縮及び処方医・薬剤師の負担軽減の観点から、下記の合意項目については原則をふまえて、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意が得られたものとして取り扱う。

### 「原則」

- ◇アドヒアランス向上に資する安定性、利便性向上のための変更
- ◇患者への服用方法、安定性、価格等の十分な説明後に同意を得た変更
- ◇医療用麻薬及び抗がん剤については対象外とする
- ◇先発医薬品において変更不可の指示がある場合には、処方薬を後発医薬品に変更できない
- ◇プロトコルに基づき処方変更し調剤した場合には、変更点について院外処方せんのコピーに追記し、薬剤科に FAX で報告すること

薬剤科直通 FAX 番号 0296-78-9756

### 「合意項目」

#### (1) 同一成分の医薬品変更

例) ボナロン錠 35mg→フォサマック錠 35mg→アレンドロン酸錠 35mg

※先発品間でも可，薬価が同一または低下する場合

#### (2) 医薬品の規格変更

例 1) アムロジン錠 5mg1 回 2 錠→アムロジン錠 10mg1 錠

例 2) ラシックス錠 20mg1 回 0.5 錠→ラシックス錠 10mg1 錠

例 3) リンデロン-V 軟膏 0.12% (5g/本) 6 本→

リンデロン-V 軟膏 0.12% (10g/本) 3 本

※外用剤においては処方量の合計が変わらないこと

#### (3) 剤型変更

例 1) アレロック OD 錠 5mg→アレロック錠 5mg

例 2) (粉碎) アスベリン錠 10mg 2 錠→アスベリン散 10% 0.2g

※軟膏→クリーム剤，クリーム剤→軟膏の変更は不可

(4) 半錠・粉砕・混合あるいはその逆（規格追加を含む）

逆の例) ワーファリン錠 1mg 2.5 錠 → ワーファリン錠 1mg 2 錠  
ワーファリン錠 0.5mg 1 錠

※安定性に留意すること

(5) 患者及びその介護家族等の希望による一包化

※ただし一包化不可の指示がある場合を除く

(6) 残薬調整のための投与日数短縮

例 1) バイアスピリン錠 100mg 30 日分 → 27 日分（残薬 3 日分）

例 2) ヒルドイドソフト軟膏 0.3% (25g/本) 5 本 → 4 本（残薬 1 本）

※ただし投与日数の延長については疑義照会が必要

(7) 一般名処方における調剤時の類似剤形への変更（先発品類似剤形も含む）

例) 【般】 プロチゾラム OD 錠 0.25mg → プロチゾラム OD 錠 0.25mg 「サワイ」  
グッドミン錠 0.25mg  
レンドルミン D 錠 0.25mg  
レンドルミン錠 0.25mg

※一般名処方においては下記の範囲で変更を可能とする（先発・後発は問わない）

(ア) 錠剤（普通錠）、錠剤（口腔内崩壊錠）、カプセル剤、丸剤、  
ゼリー剤（1 回分包装）、フィルム剤（口腔内崩壊錠）

(イ) 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤  
する場合に限る）

(ウ) 液剤、シロップ剤、ドライシロップ剤（内服用液剤として調剤する場合に限  
る）

(8) 週 1 回あるいは月 1 回製剤の処方日数の適正化

例) 他の処方薬が 14 日分の場合

【週 1 回】 ベネット錠 17.5mg 1 錠 1 日 1 回起床時 14 日分 7 日おき  
→ 2 日分 6 日おき

※連日投与の他の処方薬の日数等で処方された場合、○日おきの指示が不適切な場合

※単剤の場合は、予約票等により次回診療予定日を確認できれば修正可

※修正する場合は、次回診療予定日当日寝る前までの日数とする

(9) 「○日おきに服用」「○曜日に服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬  
同一の日数で処方された場合の処方日数の適正化

例) 他の処方薬が 28 日分の場合

ダイフェン配合錠 1錠 1日1回朝食後 月木に服用 28日分→  
8日分

(10) 外用剤の用法（適用回数，適用部位，適用タイミング等）の追記

例) ロキソニンテープ 100mg (7枚/袋) 3袋 1日1回 → 1日1回腰, 21日分

※処方医より患者に口頭指示されており，患者面談で明確な場合

(11) 患者の希望による消炎鎮痛外用貼付剤におけるパップ剤→テープ剤，  
テープ剤→パップ剤への変更

例) カトレップパップ 70mg (5枚/袋) 7袋→

カトレップテープ 70mg (7枚/袋) 5袋

※成分が同じで，枚数が同じ場合

(12) 用法が承認内容と異なる場合で疑義照会を省略できるもの

(記載した先発医薬品及びその後発医薬品及び漢方エキス製剤についてのみ有効とする)

①メトクロプラミド，ドンペリドンの食後用法（承認内容：食前）

→処方通り調剤。コメント「コンプライアンス向上のため食後服用」

②漢方エキス製剤の食後用法（承認内容：食前又は食間）

→処方通り調剤。コメント「コンプライアンス向上のため食後服用」

③EPA製剤，EPA・DHA製剤の食後用法（承認内容：食直後）

→処方通り調剤。コメント「コンプライアンス向上のため食後服用」

④炭酸ランタン水和物，沈降炭酸カルシウムの食後用法（承認内容：食直後）

→処方通り調剤。コメント「コンプライアンス向上のため食後服用」

⑤リファンピシンの食後用法（承認内容：朝食前）

→処方通り調剤。コメント「コンプライアンス向上のため食後服用」

(13) 薬効に影響する用法の変更（記載した先発医薬品及びその後発医薬品のみ有効とする）

①用法が「起床時」以外の場合の「起床時」への変更

ビスホスホネート製剤

②用法が「食前」以外の場合の「食前」への変更

レルミナ，リンゼス，ゲーフィス

③用法が「食直前」以外の場合の「食直前」への変更

承認内容が食直前の糖尿病治療薬（グルコバイ，グルファスト等），キックリン  
ピートル

④用法が「食直後」以外の場合の「食直後」への変更

イトラコナゾール，リパクレオン，リオナ

(14) 内服薬の用法が頓服あるいは回数指定にて処方箋に記載があり，具体的な用法が文書  
又は口頭等で指示されている場合の用法の追加

例) アセトアミノフェン 300mg 1錠 頓服 5回分 → 発熱時（38℃以上）頓服 5回分

(15) 経腸栄養剤の患者希望による味変更

エンシュア・リキッド，エンシュア・H，ラコール NF 配合経腸用液

イノラス配合経腸用液

平成 30 年 7 月 6 日 第 1 版

令和 2 年 2 月 3 日 第 2 版

令和 4 年 3 月 14 日 第 3 版

令和 6 年 4 月 1 日 第 4 版